



RIETI Discussion Paper Series 15-J-025

サードセクターと政治・行政の相互作用の実態分析 —平成26年度サードセクター調査からの検討—

坂本 治也
関西大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

サードセクターと政治・行政の相互作用の実態分析* —平成26年度サードセクター調査からの検討—

坂本治也（関西大学）

要 旨

本稿は、日本のサードセクター組織と政治・行政の相互作用の実態について、(独)経済産業研究所が実施した平成26年度「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」の結果に基づきながら分析していく。日本におけるサードセクターと政治・行政の相互作用の実態については、これまでいくつかの研究によってその一端が明らかにされてきた。しかし、母集団となる団体・組織の総合的なデータベースが容易には入手できないこともあり、さまざまな法人格を比較可能な形で包括的に分析するような研究は皆無といえた。今回、平成26年度サードセクター調査で新たに政治・行政との関係性を問う設問が入ったことにより、初めて総合的な分析を行うことが可能となった。

本稿では、まずサードセクターと政治・行政の相互作用の実態について、調査の単純集計結果を示しつつ、実証的に確認した。そのうえで、法人格ごとの違い、行政から支援や収入を得た団体とそうでない団体の違いなどについて多角的に分析した。

分析の結果、1) 法人格によって、行政からの支援や事業委託などの事業収入を得る関係性、政治・行政へロビイングをする団体の割合が異なること、2) 先行研究で強調されがちであった、「行政から支援や収入を得ることで団体が『行政の下請け』化する」という傾向は、ボランティア、寄付、ロビイングなどの観点でみれば、確認されないこと。それどころか、行政から支援や収入を得た団体ほど、ボランティアや寄付を集め、ロビイングも活発に行う傾向が確認されること、の2点が明らかとなった。

キーワード：サードセクター、NPO、NGO、補助金、助成金、事業委託、ロビイング

JEL classification: D72, L30, L31, L38

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び(独)経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

*本稿は、(独)経済産業研究所におけるプロジェクト「官民関係の自由主義的改革とサードセクターの再構築に関する調査研究」の成果の一部である。本稿の分析に当たって(独)経済産業研究所から平成26年度「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」の提供を受けたことにつき、同研究所の関係者に感謝する。また、本稿の原案について、プロジェクトリーダーでもある後房雄名古屋大学教授から有益な助言を頂いた。記して感謝したい。なお、本稿で行った研究の一部は、文部科学省科学研究費（基盤研究（S）22223001、若手研究（B）26780098）、平成25年度関西大学在外研究費の助成を受けた。

目次：

1. はじめに
2. 平成 26 年度サードセクター調査の概要とその意義
3. サードセクターと政治・行政の相互作用の現状
4. 法人格によって、政治・行政との相互作用はどのように異なるのか
5. 行政からの支援や収入はサードセクターにいかなる影響を及ぼすのか
6. 結論と政策的含意

参考文献

1. はじめに

本稿は日本におけるさまざまなサードセクター組織が政治・行政とどのような相互作用関係を形成しているのかについて、独立行政法人経済産業研究所が実施した平成 26 年度「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」のアンケート結果に基づきながら、解明していくことを目的とする。

周知のように、1980 年代以降新自由主義的な諸改革が進められていく中で、政府は従来までの「大きな政府」路線を脱却して、市民社会が本来的に有する自己統治能力や問題解決能力を積極的に活用し、市民社会と協働して、さまざまな公共問題の解決に取り組む姿勢を強調するようになった。その方向性は、1998 年の特定非営利活動促進法の成立、2006 年の民法改正による公益法人制度改革、2009 年の民主党政権の成立と「新しい公共」路線の展開といった出来事を重大な画期としつつ、基本的には今日に至るまで歴代政権によって継続的に進められてきたとあってよい。同時に、自治体レベルにおいても、多くの自治体で自治基本条例や協働推進条例が制定されていることからもうかがえるように、市民社会との協働体制が継続的に推し進められている現況にある。

このような動きは、当初、ボランティア団体、市民活動団体、自治会・町内会といった地域の草の根団体に限定した話のように聞こえる部分もあった。しかし、90 年代以降の規制緩和、行政事業の民間委託の進展、指定管理者制度の導入、介護保険制度に代表される準市場（バウチャー制度）の拡充、外郭団体・天下り批判、特殊法人改革、財団・社団・協同組合で起こる不正・不祥事、社会的企業の成長といったさまざまな問題系と複雑に絡み合うことによって、徐々に市民社会全体を包み込む形で拡がりをみせるようになった。今日では包括的な官民関係の見直しが必要と叫ばれている。

このような背景の下、政府行政セクター、営利企業セクターと並ぶ第3のセクター¹として、市民社会全体を「サードセクター」という概念でとらえ、その概念の下、包括的に調査・分析を進めていく必要性が指摘されている（後2011）。これまでの日本の市民社会についての研究は、自治会・町内会、財団・社団、特定非営利活動法人（以後、特活法人と略記）、環境団体、消費者団体、消費生活協同組合、農業協同組合など、特定の分野・タイプ・法人格の団体・組織について個別に行われることがほとんどであった。他方、社会福祉法人、学校法人、医療法人、特殊法人、独立行政法人、認可法人、任意団体などを含めた分野横断的でトータルな視点に立った研究は存在していない。ゆえに、サードセクター全体の視点に立った研究が求められているのである。

そのような中、経済産業研究所が平成22（2010）年度と平成24（2012）年度に実施した「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」は、これまで未解明であった日本におけるサードセクター組織の全体像を明らかにしていくうえで貴重な基礎データを提供するものであった。ただし、過去2回の調査では、サードセクター組織の経営基盤や組織ガバナンスの実状を探ることに力点が置かれたために、政治・行政との相互作用の局面、とりわけサードセクターから政治・行政への働きかけの局面の設問が欠けており、不十分な面もあった。

今回実施された26年度調査では、政治・行政との関係性を問う設問がいくつか追加されたことにより、サードセクターと政治・行政との相互作用の実態を包括的にとらえるためのデータが提供されることになった。そこで本稿では、新たに追加された設問を中心に、サードセクターが政治・行政からどのような影響を受け、同時にどのような影響を与えているのかについて、多様な角度から検討を行っていききたい。

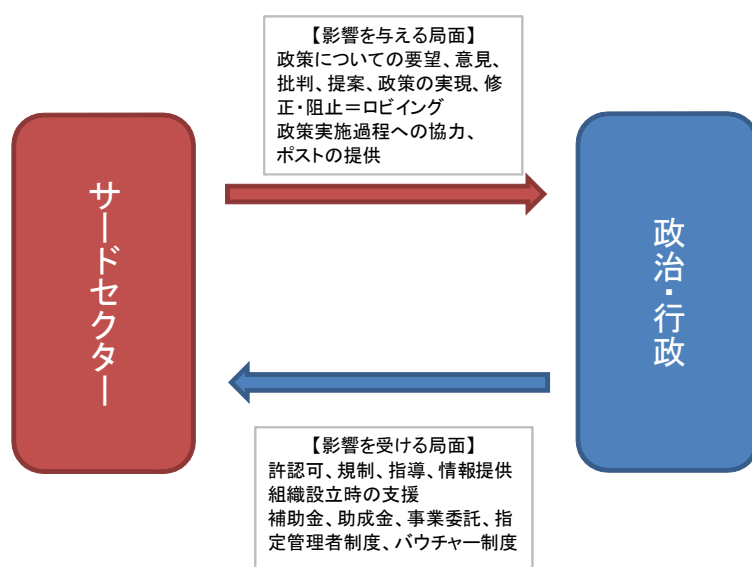
図1は本稿の分析枠組みを示したものである。いうまでもなく、サードセクターと政治・行政との相互作用の実態をとらえるためには、サードセクターが政治・行政から影響を受ける局面だけではなく、サードセクターが政治・行政に対して影響を与える局面もしっかり分析する必要がある。従来の研究は影響を受ける局面ばかりに着目するきらいがあり、影響を与える局面の分析が不足している。その意味では、本稿の分析はサードセクターと政治・行政の相互作用を考えるうえでの貴重な基礎データを提供するものとなる。

本稿の構成は以下のとおりである。第2章「平成26年度サードセクター調査の概要とその意義」では、本稿が依拠する調査データの概要とその意義について説明を加える。第3章「サードセクターと政治・行政の相互作用の現状」では、26年度調査から新たに追加された設問を中心に、サードセクターと政治・行政がどのような相互作用を形成しているのかについて、調査データに基づきながら概観していく。第4章「法人格によって、政治・行政との相互作用はどのように異なるのか」では、法人格の有無や法人格種別によって、

¹ 日本語では従来から「第三セクター」、「三セク」という言葉があり、半官半民の組織に使われてきたが、ここでいうサードセクターはもちろんそれらと異なる意味である。国際的には市民社会全体を示す言葉として用いられることがほとんどである。

政治・行政との相互作用はどのように異なっているのかについて明らかにする。第5章「行政からの支援や収入はサードセクターにいかなる影響を及ぼすのか」では、行政から設立時支援、補助金・助成金等、事業収入を得ることは、サードセクター組織にどのような影響を及ぼしているのかについて分析していく。第6章「結論と政策的含意」では、本稿の分析の知見をまとめ、その政策的含意について検討する。

図1 本稿の分析枠組み



2. 平成26年度サードセクター調査の概要とその意義

本章では、本稿が依拠する独立行政法人経済産業研究所平成26年度「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」（以後、26年度調査と略記）の概要とその意義について説明していく。

(1) 調査の対象、母集団、標本数

総務省「平成24年経済センサスー活動調査」の調査票情報を用いて、「会社以外の法人」（163,837 団体）と「法人格をもたない団体」（29,542 団体）のうちで単独事業所であるものを抽出し、これを母集団として、経営組織別、法人格別²に層化したうえで標本を無作為抽出している。抽出された標本数は「会社以外の法人」が21,093件、「法人格をもたない団体」が4,907件、合計26,000件である。

² ただし、今回の調査では宗教法人については調査対象外としている。

(2) 調査方法、回収数、回収率

26年度調査は、抽出された標本である26,000件の調査対象事業所へ経済産業研究所から調査票を郵送し、回答者が自ら調査票に記入し返送する、郵送調査方式で実施された³。ただし、回答者はweb上での回答（調査票は同一）を任意で選択することもでき、実際約2割程度の回答はweb方式によって行われた。調査時期は平成26（2014）年9～11月である。

調査票の回収数は6,625件、回収率は25.5%であった。このうち、web版での回答は1,494件（回収サンプル全体の22.6%）あった。回収された6,625件のうち、一部には活動休止中やすでに解散した組織なども含まれていたため、実際に本稿の分析に用いているのは、現在活動している組織の6309件についてである。

(3) 26年度調査の意義

「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」は、26年度調査以外にも、平成22（2010）年度と平成24（2012）年度に過去2回行われてきた。しかし、過去2回の調査では、サードセクター組織の経営基盤や組織ガバナンスの実状を探ることに力点が置かれたために、政治・行政との相互作用の局面、とりわけサードセクターから政治・行政への働きかけの局面の設問が存在していなかった。

そこで26年度調査では、行政機関とのさまざまな関係性（問38）、行政への直接的な働きかけ（問39）、行政への間接的な働きかけ（問40）、政治・行政に要求・主張をする際に用いるさまざまな手段・行動（問41）、国や自治体の政策・方針を実施、ないし修正・阻止することに成功した経験（問42）をそれぞれ問う設問を新たに追加して、調査対象団体に回答してもらった。

これらの設問は元々、筑波大学を中心とした利益団体・市民社会の研究グループが実施してきたJIGS調査で用いられてきたものであり、すでに辻中・ペッカネン・山本（2009）、辻中・森編（2010）、辻中・坂本・山本編（2012）といった研究成果が刊行されている。JIGS調査の諸研究は、実証的な手法を用いつつ日本におけるサードセクターと政治・行政の相互作用の実態を解明する先駆的なものであり、多くの発見と基礎データを提供する重要なものであった。

しかし、JIGS調査が母集団として依拠するのは職業別電話帳掲載の団体、あるいは自治会・町内会や特活法人であり、さまざまな法人格が文字通り乱立している状況にある日本のサードセクター組織全体を包括的にとらえるうえでは、調査対象の狭さという点でやや不十分な面があった。とりわけ、サードセクター組織と政治・行政の相互作用局面を法人格別に比較分析していくことが困難であった。この問題点は、政治学者によって伝統的に行われてきた圧力団体調査（村松・伊藤・辻中1986；村松1998；村松・久米編2006）にも

³ 調査の実施、集計等の実際の作業は株式会社東京商工リサーチに委託されて行われた。

同様に当てはまる。

その意味で、日本におけるサードセクター組織の実態を最も包括的にとらえてきた「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」に、政治・行政との相互作用の局面を問う設問が新たに追加されたことの意義は大きい。本稿第 4 章で分析しているような、法人格別にみた政治・行政との相互作用の実態の解明が初めて可能となったからである。

3. サードセクターと政治・行政の相互作用の現状

日本のサードセクター組織と政治・行政の間には、どのような相互作用関係が形成されているのであろうか。本章では、26 年度調査における政治・行政との関係性をとらえた複数設問の単純集計結果をまず確認していきたい。

3. 1 組織設立時の支援

かつてマンサー・オルソンが『集合行為論』(Olson 1965) で鋭く指摘したように、あらゆるサードセクター組織は「放っておけば自動的に形成される」というものではない。たとえ成員に共通した何らかの問題意識や利害が存在し、組織形成のための強い要望があったとしても、組織形成過程で発生するさまざまなコストの負担をめぐって、各成員には「ただ乗り (free ride)」する誘因が働く。それゆえ、集合財が容易に供給されないために、組織が形成されないことが十分起こりえる。

この組織形成過程に典型的にみられる集合行為問題を解決するためには、いくつかの方法・手段があるが、組織外部から何らかの資源を提供・支援してもらうことも、1つの有力なやり方である。26 年度調査の問 26 では「あなたの組織は設立時に支援を受けましたか」を回答団体に尋ねている。回答結果によると、全体の 44.1%は何らかの設立時支援を受けたと答えている。このように、サードセクター組織は設立時に外部から何らかの支援を受けることが実際それなりにある。

では、行政はサードセクター組織の設立時支援にどの程度関与しているのであろうか。26 年度調査問 27 では、どのような内容の設立時支援を、どの外部主体から受けたのかを個別に尋ねている。その結果をまとめたものが、表 1 である。

表 1 によると、行政から組織設立時に何らかの支援を受けたサードセクター組織の割合は、政府 (国) から 6.0%、都道府県から 16.1%、市町村から 21.5%となっている。行政全体でみれば、30.9%のサードセクター組織が行政から何らかの設立時支援を受けている。この割合は、企業、業界団体、中間支援組織・コンサルティング組織、その他の団体、個人などの行政以外の外部主体と比べると、比較的高いことがわかる。

表 1 外部主体別にみた組織設立時の支援の実態 (%)

	行政(政府)	行政(都道府県)	行政(市町村)	企業	業界団体	中間支援組織、コンサルティング組織	その他の団体	個人
1. 資金の提供	4.1	9.7	15.0	4.9	3.3	0.3	4.6	8.1
2. 人材の派遣	0.3	1.8	5.0	1.9	1.1	0.0	1.2	0.5
3. 活動拠点の提供	0.6	1.9	8.0	1.6	0.9	0.0	1.3	1.5
4. 法人設立支援手続	1.4	6.7	6.5	1.4	1.8	1.1	1.9	1.2
5. 経営指導	0.5	2.3	3.0	0.5	0.9	0.4	0.8	0.4
6. 情報提供	1.2	4.3	5.9	0.8	1.9	0.5	1.5	0.6
7. その他	0.9	1.7	2.9	0.7	0.5	0.1	0.9	1.9
いずれか1つ以上の形の支援を受けた	6.0	16.1	21.5	6.1	6.1	1.5	7.4	9.8

支援の中身について見てみると、資金の提供⁴、活動拠点の提供、法人設立支援手続、情報提供などの形態が比較的多いようである。

このように、行政、とりわけ自治体は、サードセクター組織の設立時の支援に、他の外部主体に比べれば深く関与している、ということができる。換言すれば、組織形成過程で欠乏しがちな資金や活動場所、情報・知識といった資源を行政が提供することによって、一部のサードセクター組織については組織形成がスムーズにいった側面があるといえる。

3. 2 行政からの補助金・助成金収入、事業収入

政府行政セクターは強制的な取り立て手段である徴税によって、また営利企業セクターは株式・社債発行などによる市場からの資金調達によって、それぞれ活動の原資となる収入をある程度恒常的かつ安定的に得ることができる。

それらセクターに対して、サードセクターにおいては、会費、寄付、補助金、助成金、収益事業など多様なルートによって自前で収入源を構築していく必要がある。そのため、政府行政セクターや営利企業セクターのような安定的な収入基盤を欠いた組織がサードセクターには比較的多い、という特徴がみられる (Anheier 2005 ; 田尾・吉田 2009)。

概して慢性的な資源不足に陥りやすいサードセクター組織は、安定的な収入源を求めて行動することになるが、その過程において、行政からの収入は魅力的な 1 つの選択肢として映ることになる。行政からの補助金・助成金等収入、あるいは行政からの事業委託、指定管理者制度、バウチャー制度などの行政関連の各種事業収入を確保することによって、サードセクター組織はその経営基盤を強化することができる。それによって組織固有のミッションを実現するための諸活動も活発に行っていくようになるのである。

⁴ 資金の提供については、どのくらいの支援金を受けたかも回答団体に尋ねている。記入のあった団体のうちで支援を受けた金額の中央値を示すと、政府(国)から 379 万円 (N=57)、都道府県から 1759 万円 (N=469)、市町村から 300 万円 (N=410) である。同様の値は、企業からは 1448 万円 (N=238)、個人からは 1000 万円 (N=412) であるため、行政からの支援金が飛び抜けて多いわけではないといえる。

では、サードセクター組織は現状においてどの程度行政からの収入を得ているのであろうか。またそれは、個々の市民からの会費・寄付、企業や外部団体からの寄付・助成金、行政以外の個人・組織を対象とした事業収入などと比べた場合、どの程度の多さなのであろうか。26年度調査問36では、組織の経常的な収入総額およびその内訳について、昨年度（平成25年度）1年間の実績で回答団体に尋ねている。その結果をまとめたものが表2である。

表2 行政からの補助金・助成金、事業収入の実態（単位：万円）

		もらった収入(会費、寄付収入等)							
		個々の市民からの会費	個々の市民からの寄付	個々の市民からのその他	政府行政セクターからの補助金、助成金等	サードセクターからの寄付	サードセクターからの助成金等	企業セクターからの寄付	企業セクターからの助成金等
昨年度一年間で1万円以上の収入があったケース	度数	2392	1129	831	2253	290	819	399	399
	%	37.9	17.9	13.2	35.7	4.6	13.0	6.3	6.3
	平均値	3210.3	860.1	2032.0	4723.2	1271.2	1903.6	1965.4	2066.5
	最大値	868648	269110	639953	419484	112735	297917	99418	61269
	25	43.0	10.0	22.0	180.0	12.8	33.0	37.0	50.0
パーセンタイル	50(中央値)	246.5	39.0	91.0	985.0	64.0	115.0	224.0	298.0
	75	1000.0	156.0	350.0	3446.0	314.3	556.0	1394.0	1314.0

		稼いだ収入(事業収入)									
		個々の市民(受講料、物品販売対価等)	政府行政セクター:事業委託	政府行政セクター:指定管理者制度	政府行政セクター:パウチャー制度	政府行政セクター:その他	サードセクター:委託料	サードセクター:その他売り上げ	企業セクター:委託料	企業セクター:その他売り上げ	総収入
昨年度一年間で1万円以上の収入があったケース	度数	2143	1297	309	832	367	449	622	375	1135	5097
	%	34.0	20.6	4.9	13.2	5.8	7.1	9.9	5.9	18.0	80.8
	平均値	6854.9	5604.5	7717.6	20458.7	5889.5	1489.3	12951.2	5663.6	9010.0	23000.6
	最大値	845256	161725	123205	499424	286800	66619	870718	493479	591576	4105920
	25	125.0	300.0	568.5	3304.3	76.0	60.0	100.0	95.0	71.0	1172.0
パーセンタイル	50(中央値)	655.0	1300.0	2362.0	7772.0	290.0	243.0	538.5	444.0	489.0	4281.0
	75	3200.0	5912.5	7800.0	23499.3	1560.0	826.5	3006.0	2097.0	2960.0	12639.0

表2の結果をみる前に、各収入額を算出するうえでの留意事項を説明しておく。問36の回答結果には、各項目ごとに「0円」ないし未回答のものが多く含まれていた。そこで、まず年間収入が「1万円」以上の回答があったケースを数え、サンプル全体に対するその割合を示した。そのうえで、「0円」と未回答のものを欠損扱いにして、「1万円」以上の回答があったケースの中で平均値、最大値、四分位数をそれぞれ算出した。また、回答の中には単位を「円（実際には万円）」と勘違いして誤回答したと思われるケースが含まれていた。それらの内、明白に誤りと考えられる10ケースについては、収入に関する分析から除外した。また、総収入で500億円を超えるケース、個別の各内訳で100億円を超えるケースも外れ値とみなして分析から除外した⁵。

表2より、昨年度1年間で政府行政セクターから補助金・助成金等を1万円以上もらったサードセクター組織は全体の35.7%であり、平均値4723万円、中央値985万円であることがわかる。同様に、政府行政セクターから事業委託で稼いだ団体の割合は20.6%、平均値5605万円、中央値1300万円、同じく指定管理者制度は4.9%、平均値7718万円、中央

⁵ 以上の処理は、後段で行う収入に関する分析でも同様に行っている。

値 2362 万円、バウチャー制度は 13.2%、平均値 2 億 459 万円、中央値 7772 万円、その他制度は 5.8%、平均値 5890 万円、中央値 290 万円である。全体の 53.8%の団体が、もらったり稼いだりといった何らかの形で行政からの収入を得ている。

無論、表 2 の結果からうかがえるようにサードセクター組織は、個々の市民、企業、他の組織などからも寄付、助成金、事業収益といった形で一定の収入を得ているのは確かである。しかし、割合や額の観点から比較すると、政府行政セクターからの収入は、「もらった収入」としても、「稼いだ収入」としても、現状では最も重要なものといって差し支えない。このように、サードセクター組織の経営基盤構築にとって、行政からのさまざまな形での収入はきわめて重要な収入源となっているのである。

3. 3 行政からの規制・指導、行政への協力

日本の行政官僚制の特色の 1 つとして伝統的に指摘されてきたのは、その「社会浸透性」である。日本の行政は、すでにみたように組織設立時に支援したり、補助金・助成金等や収益を挙げられる諸事業のスキームを提供したりすることによって、団体の世界に深く関与してきた。その他にも、許認可権限、法的規制、行政指導といった手段を用いることで団体世界を統制したり、意見交換のネットワーク、審議会等、天下りといった手段によって団体の協力・支持を引き出したりすることを積極的に行ってきた。もちろん、行政国家化が進展する現代国家においては、多かれ少なかれ、どの国の行政も社会と相互浸透を度合いは高まってきている。しかし、日本の場合は、その浸透性がより強いレベルにある、と指摘されてきた（辻中 1988；森 2010；濱本・辻中 2010）。

サードセクターに対する行政の「積極介入主義」は、日本の行政組織本体が有する人的・物的資源の乏しさの裏返しであるとも指摘されてきた。行政学者の村松岐夫は「最大動員システム」という言葉で日本の行政の特徴を表現している。乏しい行政資源を埋め合わせるために社会資源を動員していくうえで、日本の行政官僚制は社会に深く浸透していかざるを得なかったという側面がある（村松 1994）。

もともと 1990 年代以降の官僚制批判の高まりとともに、行政の社会浸透性が弱化したところもあるのも確かであろう。2006 年に成立した公益法人制度改革関連 3 法によって、明治以来の主務官庁制が廃止され、個別官庁の監督・指導から切り離された新しい公益法人制度がスタートしたこと、あるいは 2007 年の国家公務員法改正によって官庁あつせんによる天下りが禁止されたことなども、行政の社会浸透性弱化の文脈の中で理解されうる出来事といえる。

では現状において、サードセクターに対する行政の規制・指導、あるいは行政とサードセクター間の協力体制はどのような状態になっているのであろうか。26 年度調査問 38 では、行政機関とのさまざまな関係性の有無について尋ねている。その結果をまとめたものが、表 3 である。

表3より、比較的多い関係として見られるのは、「許認可を受ける関係にある」(国23.2%、自治体55.5%)、「何らかの法的規制を受ける関係にある」(国26.6%、自治体38.6%)、「何らかの行政指導を受ける関係にある」(国21.1%、自治体52.5%)などの「統制関係」であることがわかる。他方、政策決定・予算活動に対する協力・支持、意見交換、政策執行に対する協力・援助、審議会等への委員派遣などの「協力関係」は、「統制関係」ほど多くの団体との間で行われていないが、自治体レベルでは1~3割程度は行われていることがわかる。その他、モニタリングやポスト提供などの関係はごく一部の団体との間で行われるにとどまっているようである。いずれの形態においても、自治体レベルの割合の方が国レベルの割合よりもかなり多くなっており、サードセクター組織と自治体との間の関係性の深さをうかがい知ることができる。

表3 行政機関とのさまざまな関係性の実態 (%)

	国	自治体 (都道府県、市町村)
1. 許認可を受ける関係にある	23.2	55.5
2. 何らかの法的規制を受ける関係にある	26.6	38.6
3. 何らかの行政指導を受ける関係にある	21.1	52.5
4. 政策決定や予算活動に対して協力や支持をしている	4.4	16.3
5. 団体や業界などの事情について意見交換をしている	8.0	29.3
6. 政策執行に対して協力や援助をしている	5.0	23.9
7. 審議会や諮問機関に委員を派遣している	1.3	12.6
8. 行政の政策執行に対してモニタリングしている	1.0	3.1
9. 行政機関の退職者にポストを提供している	0.7	7.3
いずれか1つ以上の形の関係がある	40.5	78.3

いずれか1つ以上の形態で行政との関わりをもっている団体の割合は、国レベルでは40.5%、自治体レベルでは78.3%である。国と自治体を合わせると、この割合は87.3%にもなる。以上より、とくに「協力関係」を中心に一定の弱化傾向はうかがえるものの、依然として多くのサードセクター組織は行政と何らかの形で接点をもっていることがわかる。社会浸透性が強い日本の行政システムの中では、サードセクター組織は現在でも必然的に行政と関わりをもたざるを得ないのである。

3. 4 政治・行政に対するロビイング

サードセクター組織は、さまざまな社会サービスの供給主体であると同時に、政治過程においては圧力団体・利益団体として活動する主体である。政治学、とりわけ政治過程論

の分野では、圧力団体・利益団体が自らの定義する「利益（単なる私益だけでなく公共利益も含まれる）」となるように政策・予算等に影響を与えるために政治・行政に対して一定の働きかけを行う行為を「ロビイング（lobbying, ロビー活動）」と呼び、その実態を伝統的に分析してきた。

もちろん、すべてのサードセクター組織が常日頃からロビイングを行っているわけではない。しかし、あらゆる組織が自らが定義する何らかの利害・価値観・正義・ミッションなどに基いて活動を行っている以上、潜在的にはどのような団体・組織であってもロビイングを行う可能性はあるといえる。実際、典型的な圧力団体・利益団体として想定されやすい農業団体、経済団体、業界団体、労働団体、専門家団体、政治団体などがロビイングをするのはもちろんのこと、行政関係団体、市民団体、趣味・スポーツ団体、学術団体、宗教団体、新興の特活法人なども、時と場合によっては活発なロビイングを行い、実際に政策・予算の実現やそれらの変更に一定の影響を与えることもあることが、先行研究から明らかにされている。なお、ロビイングには、政治家や官僚に直接的に働きかけを行うタイプ（インサイド・ロビイング）のものもあれば、マスメディアや他団体、公衆に訴えかけることで間接的に政治・行政に働きかけを行うタイプ（アウトサイド・ロビイング）のものもある（Berry 1999；山本 2010；坂本 2012b）。

他方、日本の政治過程においては、さまざまな団体のロビイングは 1990 年代以降、低調となりつつあることも指摘されている（真淵 1998；村松 2006）。これはすでにみた行政の社会浸透性の弱化とも大いに関連している現象であるが、団体側の要因で考えると、①「既得権益」批判が強まることでロビイング自体が以前と比べればやり辛い環境になったこと、②長期にわたる不況によって団体の経営基盤が悪化しロビイングを行うための資源調達が困難になったこと、③国や自治体の財政が逼迫し、かつ規制の自由化の進展によって、ロビイングをしても引き出せる「成果」が以前に比べればより少なくなったこと、などが影響していると思われる。

ともあれ、現在でも一部の団体では政治・行政に対するロビイングが行われているのも確かである。では、現状では一体どのくらいの割合でサードセクター組織はロビイングに関与しているのだろうか。26 年度調査では問 39 で「行政に対する直接的な働きかけ」を、問 40 では「政治家等を媒介にした行政に対する間接的な働きかけ」を、問 41 では「政治や行政に要求や主張をする際に用いるロビイングの手段・行動」を、問 42 では「政策・方針の実施や修正・阻止に成功した経験」を、それぞれ回答団体に尋ねている。以下、順を追ってそれらの結果をみてみよう。

表 4 は、問 39 の「あなたの組織が行政に直接的に働きかけをする場合、次にあげる役職の方とどれくらい面会や電話をしますか」という質問に対する現在と 10 年前（2004 年）についての回答結果をまとめたものである。

これをみると、中央省庁に対して直接的な働きかけを行っているのは、ごく一部の限られた団体にとどまることがわかる。中央省庁の中でも大臣などの幹部クラスへの働きかけ

はとくに少なく、課長クラスへの働きかけでも「ある程度」以上あると答えたのが全体の約 5%ほどの少数派である。

表 4 行政に対する直接的働きかけ (%)

	現在				
	まったくない	あまりない	ある程度	かなり頻繁	非常に頻繁
1. 大臣など中央省庁の幹部	93.6	4.4	1.8	0.2	0.0
2. 中央省庁の課長クラス	86.9	7.7	4.8	0.6	0.0
3. 首長など自治体の幹部	54.6	22.1	20.2	2.3	0.8
4. 自治体の課長クラス	29.0	20.9	36.6	9.8	3.7
	10年前(2004年)				
	まったくない	あまりない	ある程度	かなり頻繁	非常に頻繁
1. 大臣など中央省庁の幹部	93.2	4.6	1.9	0.3	0.1
2. 中央省庁の課長クラス	86.9	7.7	4.8	0.6	0.0
3. 首長など自治体の幹部	56.4	21.0	18.6	3.2	0.8
4. 自治体の課長クラス	32.9	20.2	33.5	9.8	3.7

それに対し、自治体への働きかけは比較的活発である。首長などの幹部への働きかけは全体の約 23%の団体が、課長クラスへは約 50%の団体が、「ある程度」以上行っていると答えている。表 3 で確認したように、サードセクター組織と行政との間にある統制関係や協力関係は、国レベルよりも自治体レベルでこそ深いものとなっていたが、同じことはロビイングの場合にもいえそうである。

なお、表 4 の下段には回答団体に 10 年前について働きかけの水準はどうであったかも尋ねているが、概ね現在の状況と変わらない結果が得られている。ただし、この尋ね方はいわゆる「リコール方式」であるため、現在の認知に引きずられる形で過去の記憶も形成され、それに基づいて回答がなされるために、大きな変動がうかがえないだけなのかもしれない。いずれにしても、10 年前と比べて、働きかけが大幅に増えたり、減ったりしている様子は、このデータからはうかがえない。

表 5 は、問 40 の「あなたの組織は、次にあげる人を介して行政に間接的に働きかけることがどれくらいありますか」という設問に対する現在についての回答結果をまとめたものである（10 年前は結果が現在とほぼ変わらないため省略した）。

これによると、直接的な働きかけがきわめて難しい対象である国、すなわち中央省庁に対して、地元選出の国会議員、首長など自治体幹部、地方議員などの「媒介者」を通じて間接的に働きかけることがあり、それらを通じた間接的ロビイングについて「ある程度」以上行っていると回答したのは、全体の 7~8%ほどになることがわかる。この割合は、直接的な働きかけの場合よりもやや多い。このように、行政へのアクセスが直接的に難しい場合でも、政治ルートを用いることで、間接的にロビイングを仕掛けることも一部の団体では行われている。

なお、自治体に対しては、そもそも直接的な働きかけがそれほど困難ではないこともあって、政治ルートを介した間接的な働きかけはそれほど活発ではないようである。

表 5 行政に対する間接的な働きかけ (%)

	現在				
	まったくない	あまりない	ある程度	かなり頻繁	非常に頻繁
国への働きかけ: 地元の国会議員	81.8	10.8	6.8	0.4	0.2
国への働きかけ: 地元以外の国会議員	91.0	6.8	1.9	0.3	0.1
国への働きかけ: 首長など自治体の幹部	80.6	11.2	7.2	0.7	0.2
国への働きかけ: 地方議員	80.3	11.7	6.9	0.7	0.3
自治体への働きかけ: 国会議員	85.1	10.0	4.5	0.3	0.1
自治体への働きかけ: 地方議員	65.8	18.0	14.1	1.5	0.5
自治体への働きかけ: 地域の有力者	70.7	17.4	10.3	1.3	0.4

表 6 ロビイングの手段・行動 (%)

	まったくない	あまりない	ある程度	かなり頻繁	非常に頻繁
1. 与党との接触(電話、会見など)	85.7	8.7	5.1	0.4	0.1
2. 野党との接触(電話、会見など)	89.8	7.5	2.4	0.3	0.0
3. 中央省庁との接触(電話、会見など)	87.2	8.4	3.8	0.4	0.2
4. 自治体との接触(電話、会見など)	49.8	18.4	26.0	4.3	1.5
5. 政党や行政に発言力をもつ人との接触	79.4	13.5	6.3	0.6	0.1
6. 政党や行政の法案作成の支援	91.1	6.4	2.2	0.2	0.0
7. 技術的、専門的情報や知識の提供	70.4	14.5	13.3	1.6	0.2
8. パブリック・コメント	79.4	13.8	6.2	0.5	0.1
9. 手紙、電話、電子メールなどで働きかけるよう会員に要請	81.7	12.0	5.4	0.8	0.1
10. 請願のための署名	70.6	17.0	11.4	0.8	0.1
11. 集会への参加	70.7	16.5	11.5	1.0	0.2
12. 直接的行動(デモ、ストライキなど)	94.2	4.3	1.2	0.2	0.0
13. マスメディアへの情報提供	77.7	12.8	8.2	1.0	0.2
14. 記者会見による立場表明	93.8	5.0	1.0	0.2	0.0
15. 意見広告の掲載(テレビ、雑誌、新聞)	89.8	7.1	2.8	0.3	0.1
16. 他団体との連合の形成	64.6	15.3	17.4	2.1	0.6

表 6 は、問 41 の「政治や行政に要求や主張をする際に用いるロビイングの手段・行動」についての質問の回答結果をまとめている。これによると、サードセクター組織は、政治家や行政に直接的に接触してロビイングをするのみならず、さまざまな手段・方法・ルートで政治・行政に影響を与えようと行動していることがわかる。とくに、「7. 技術的、専門的情報や知識の提供」、「10. 請願のための署名」、「11. 集会への参加」、「13. マスメディアへの情報提供」、「16. 他団体との連合の形成」などが用いられることが比較的多い。

なお、表6の16種類のロビイング手段のうち1つ以上で「ある程度」以上の頻度で行っていると答えた団体は全体の46.1%である。サードセクター組織の半数近くが何らかの形で政治・行政に対するロビイングに関与している事実は、圧力団体・利益団体としてサードセクター組織を分析していかなければならないことを端的に示しているといえよう。

表7は問42「政策・方針の実施や修正・阻止に成功した経験」の回答結果をまとめたものである。これは、ロビイングの結果として、サードセクター組織はどの程度政策に影響を与えることができたのかの1つの目安となるものである。

国の政策・方針を実施させることに成功した経験があると答えた団体は全体の4.8%である。同じく、国の政策・方針の修正・阻止に成功した経験があるのは4.7%、自治体の政策・方針の実施に成功した経験があるのは12.2%、自治体の政策・方針の修正・阻止に成功した経験があるのは10.7%である。ロビイングの頻度の結果と同様に、ここでも自治体レベルにおいて、より多く成功経験があることがうかがえる。それほど多くの事例があるわけではないにせよ、サードセクター組織の一部はロビイングの結果で、実際に政策を動かすことに成功しているのは明らかであろう。

表7 政策・方針の実施・修正・阻止の成功経験 (%)

	成功経験なし	成功経験あり
1. 国の政策・方針の実施	95.2	4.8
2. 国の政策・方針の修正・阻止	95.3	4.7
3. 自治体の政策・方針の実施	87.8	12.2
4. 自治体の政策・方針の修正・阻止	89.3	10.7

以上みてきたように、サードセクター組織は、さまざまな社会サービス供給の担い手であると同時に、政治過程においては圧力団体・利益団体としてロビイングをして政策に影響を与えようと活動する側面も有している。サードセクターの世界をとらえていくうえで、政治学的なロビイングの分析が今後も欠かせないといえよう。

4. 法人格によって、政治・行政との相互作用はどのように異なるのか

前章ではサードセクターと政治・行政の相互作用の現状について、組織設立時の支援、補助金・助成金等収入、事業収入、行政からの規制・指導、行政への協力、ロビイングといった切り口から分析した。しかし、これらの相互作用のあり方は、当然ながら法人格の有無や法人格の種別によって異なってくることが予想される。

後（2012, 2013）が指摘しているように、日本のサードセクター組織は、特定非営利活動促進法制定や公益法人制度改革を経て団体に関する一般法的な枠組みが構築される一方で、個別官庁所管の特別法を根拠とするさまざまな法人格が残存し、それらが乱立しているために、現在なおも法人格による区別が重要なメルクマールとなる「分断された構造」となっており、組織の経営実態やガバナンスなどの面で、法人格種別による違いが大きい、という特徴がある。したがって、本稿が検討対象とする政治・行政との相互作用という局面においても、法人格によって大きな違いが生まれることが予想される。

そこで本章では法人格の有無や法人格の種別によって、政治・行政との相互作用がどのように異なるのかをいくつかの観点から分析していきたい。

26年度調査では問1で法人格の有無をまず尋ねている。そして、「法人格あり」と答えた団体に対して問2で24の法人格に関する選択肢の中からあてはまるものを1つ選んでもらっている。具体的には、1. 一般社団法人（非営利型）、2. 一般社団法人（上記1以外）、3. 一般財団法人（非営利型）、4. 一般財団法人（上記3以外）、5. 公益社団法人、6. 公益財団法人、7. 社会福祉法人、8. 学校法人（準学校法人を含む）、9. 社会医療法人、10. 医療法人（上記9以外）、11. 認定・特活法人、12. 特活法人（上記11以外）、13. 職業訓練法人、14. 更生保護法人、15. 消費生活協同組合、16. 農業協同組合、17. 漁業協同組合、18. 森林組合、19. 中小企業等協同組合、20. その他の協同組合（上記15～19以外）、21. 信用金庫、信用組合、労働金庫、22. 共済組合、23. 特殊法人、独立行政法人、認可法人、各種の公法人、24. その他の法人⁶、である。また、「法人格なし」と答えた団体に対しては、問3で地縁団体（例：町内会・自治会、女性の会、老人会、子供会など）であるかどうかを尋ねている。地縁団体に該当しないと答えた「法人格なし」団体が、いわゆる任意団体に相当すると思われる。

以上の問1～3で把握される法人格情報を元に、本稿ではカテゴリ数が多くなりすぎることを抑えるために、また有意な推定を行うためにカテゴリごとのサンプル数を一定数確保するためにも、似たような法人格カテゴリを統合し、表8のような再集約を行ったうえで、以降の分析を行っていく。

⁶ その他の法人に該当する場合は、具体的な法人格名称を記入するよう回答団体をお願いしている。記入結果で多かったものをいくつか挙げると、企業組合、商工会・商工会議所、商店街振興組合、農事組合法人、農業共済組合、労働組合などである。

表 8 法人格のカテゴリと全体に占める割合

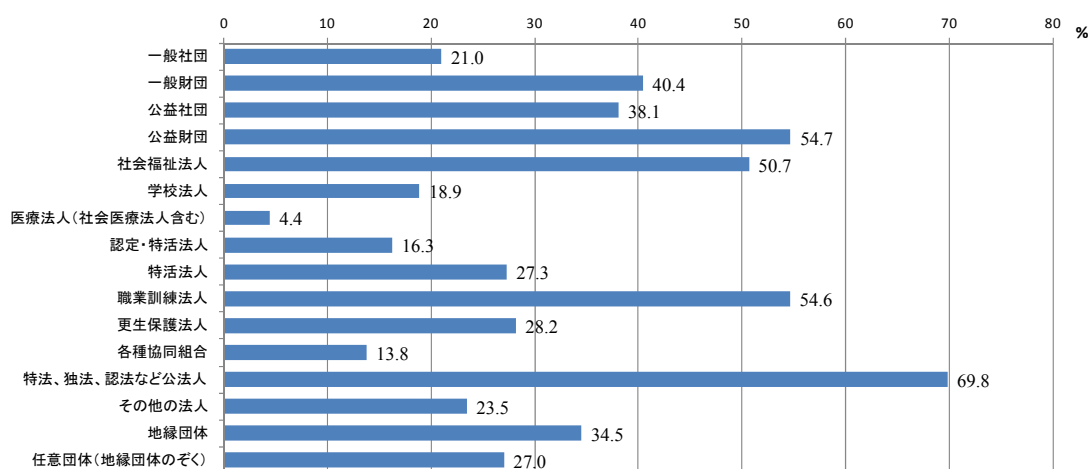
	度数	%
一般社団法人(非営利型+それ以外)	533	8.4
一般財団法人(非営利型+それ以外)	319	5.1
公益社団法人	239	3.8
公益財団法人	373	5.9
社会福祉法人	983	15.6
学校法人	270	4.3
医療法人(社会医療法人含む)	271	4.3
認定・特定非営利活動法人	80	1.3
特定非営利活動法人	751	11.9
職業訓練法人	119	1.9
更生保護法人	71	1.1
各種協同組合(問2の15~20)	843	13.4
特殊法人、独立行政法人、認可法人など公法人	106	1.7
その他の法人(問2の21, 22, 24)	469	7.4
地縁団体(法人格なし)	142	2.3
任意団体(地縁団体のぞく)	740	11.7
合計	6309	100.0

4. 1 法人格と行政からの設立時支援の関係

前章で確認したように、行政から組織設立時に何らかの支援を受けたサードセクター組織の割合は、全体の 30.9%であった。この割合は法人格の種別によってどのくらい異なるのであろうか。

図 2 は、法人格ごとに集計した組織設立時に行政（国・都道府県・市町村いずれか）から何らかの支援を受けた団体の割合である。明らかに法人格ごとにばらつきが見てとれる。とくに支援を受けた団体の割合が多いのは、公法人、公益財団、職業訓練法人、社会福祉法人などである。これらのカテゴリでは、いずれも半数以上の団体が設立時に行政から何らかの支援を受けている。それに対して、支援を受けた団体の割合が少ないのは、医療法人、各種協同組合、認定・特活法人、学校法人、一般社団などである。これらのカテゴリでは、行政から設立時支援を受けたのは一部の団体に留まっている。

図 2 法人格ごとにみた行政からの設立時支援



4. 2 法人格と行政からの収入の関係

前章で確認したように、昨年度 1 年間で政府行政セクターから補助金・助成金等を 1 万円以上もらったサードセクター組織は全体の 35.7%であった。同様に、政府行政セクターから事業委託で稼いだ団体の割合は 20.6%、指定管理者制度は 4.9%、バウチャー制度は 13.2%、その他制度は 5.8%であった。この割合は法人格の種別によってどのくらい異なるのであろうか。

図 3 法人格ごとにみた行政から補助金・助成金等を受けた団体の割合

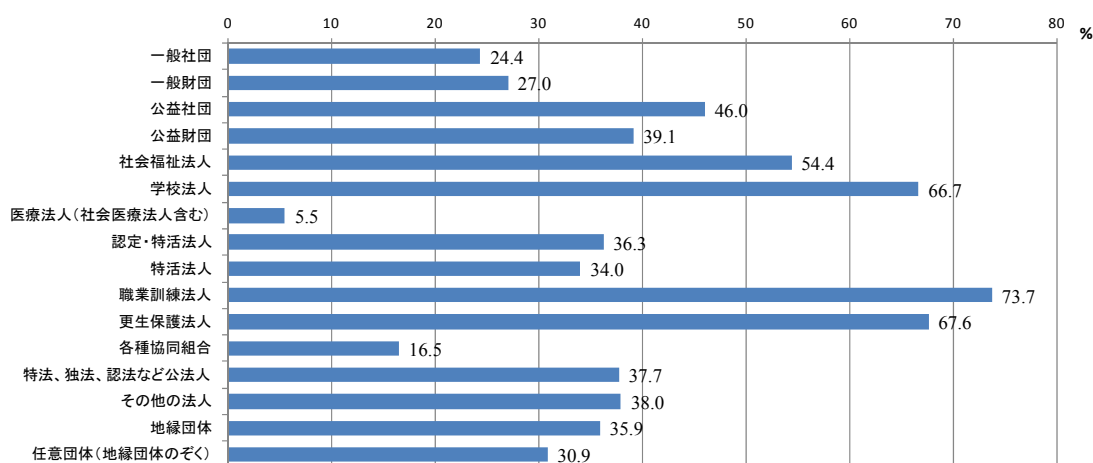


図 3 より、補助金・助成金等を受けた団体の割合が多いのは、職業訓練法人、更生保護法人、学校法人、社会福祉法人などであることがわかる。これらのカテゴリの法人格であれば、行政から補助金・助成金等を受ける可能性が高いといえる。逆に、補助金・助成金

等を受けた団体の割合が少ないのは、医療法人、各種協同組合、一般社団、一般財団などである。

図 4 法人格ごとにみた行政からの事業委託で稼いだ団体の割合

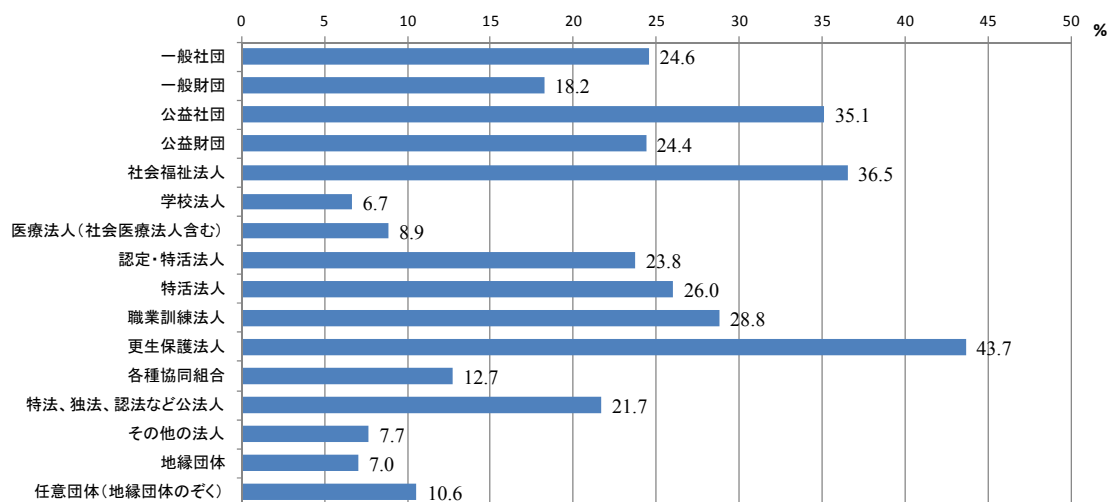


図 4 より、行政からの事業委託で稼いだ団体の割合が多いのは、更生保護法人、社会福祉法人、公益社団などであることがわかる。他方、行政からの事業委託で稼いだ団体の割合が少ないのは、学校法人、地縁団体、その他の法人、医療法人などである。

図 5 法人格ごとにみた指定管理者制度で稼いだ団体の割合

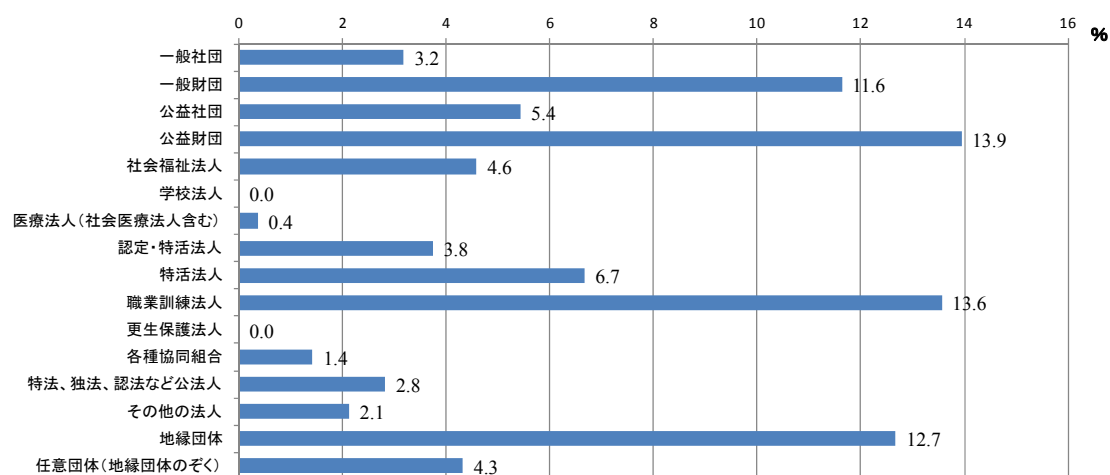


図 5 より指定管理者制度で稼いだ団体の割合が多いのは、公益財団、職業訓練法人、地縁団体、一般財団などであることがわかる。他方、学校法人、更生保護法人、医療法人、各種協同組合などは、指定管理者制度で稼いだ団体がそもそもほとんどいないことがわかる。

図 6 法人格ごとにみたバウチャー制度で稼いだ団体の割合

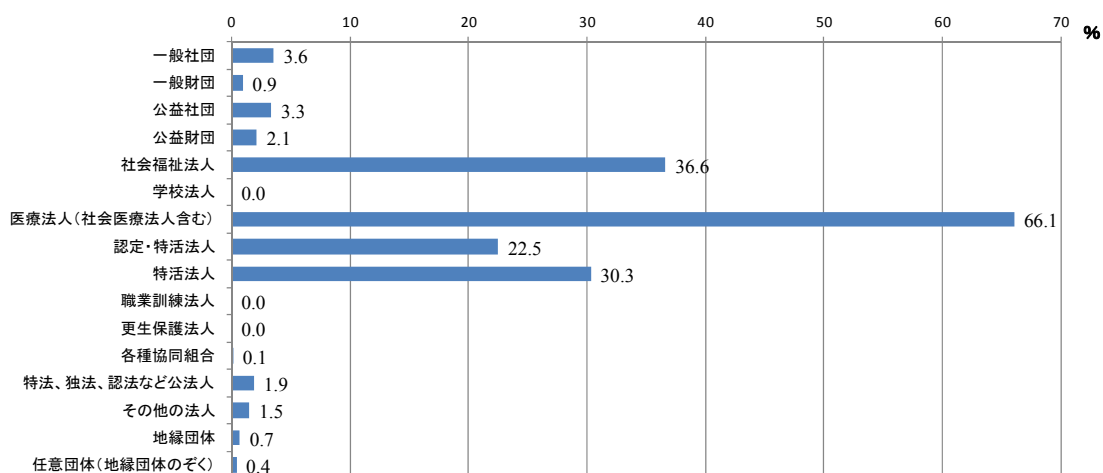


図 6 より、バウチャー制度で稼いだ団体の割合が多いのは、医療法人、社会福祉法人、特活法人（認定・特活法人含む）であることがわかる。バウチャー制度で事業収入がある団体はほぼこれらのカテゴリに集中しており、他のカテゴリでは4%未満の団体で行われているにすぎない。

図 7 には法人格ごとにみたその他の制度で行政から稼いだ団体の割合を、参考までに記しておく。

図 7 法人格ごとにみたその他の制度で行政から稼いだ団体の割合

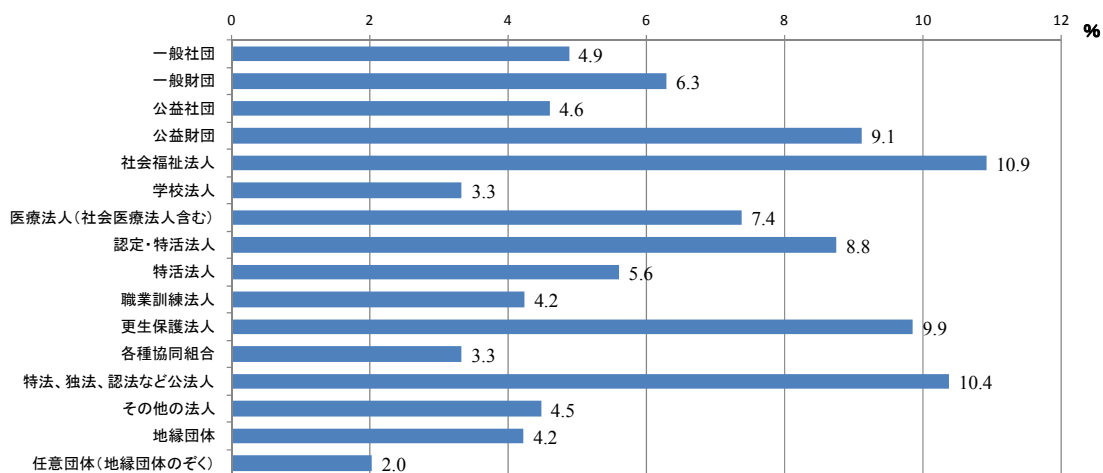


表 9 法人格ごとにみた行政からの各種事業収入の中央値（単位：万円）

	政府行政セクターからの補助金、助成金等		政府行政セクター：事業委託での収入		政府行政セクター：指定管理者制度での収入		政府行政セクター：パウチャー制度での収入		政府行政セクター：その他での収入	
	度数	中央値	度数	中央値	度数	中央値	度数	中央値	度数	中央値
一般社団	130	429.0	131	851.0	17	3692.0	19	3634.0	26	155.0
一般財団	86	1200.0	58	1666.5	37	5171.0	3	64886.0	20	359.0
公益社団	110	1448.3	84	2385.5	13	1200.0	8	1735.5	11	238.0
公益財団	146	2334.0	91	1684.0	52	8824.0	8	22897.0	33	795.0
社会福祉法人	533	2374.0	358	4693.0	45	2641.0	359	15930.0	107	372.0
学校法人	180	3416.0	18	1150.0	—	—	—	—	9	3378.0
医療法人(社会医療法人含む)	15	200.0	24	688.5	—	—	178	11395.0	20	531.5
認定・特活法人	29	372.0	19	221.0	3	3308.0	18	2434.5	7	43.0
特活法人	255	300.0	195	503.3	50	2128.5	227	3163.0	42	148.7
職業訓練法人	87	512.0	34	989.0	16	591.5	—	—	5	54.0
更生保護法人	48	122.0	31	4106.0	—	—	—	—	7	114.0
各種協同組合	139	93.0	107	1552.0	12	845.0	—	—	28	186.0
特法、独法、認法など公法人	40	1398.5	23	8887.0	3	44384.0	—	—	10	27873.5
その他の法人	176	2137.5	36	333.0	10	280.5	6	2740.0	21	1180.0
地縁団体	51	235.0	10	166.0	18	457.0	—	—	6	26.5
任意団体(地縁団体のぞく)	228	336.7	78	367.0	32	819.5	3	600.0	15	109.0

* 度数が0ないし1の場合はデータを省略している。

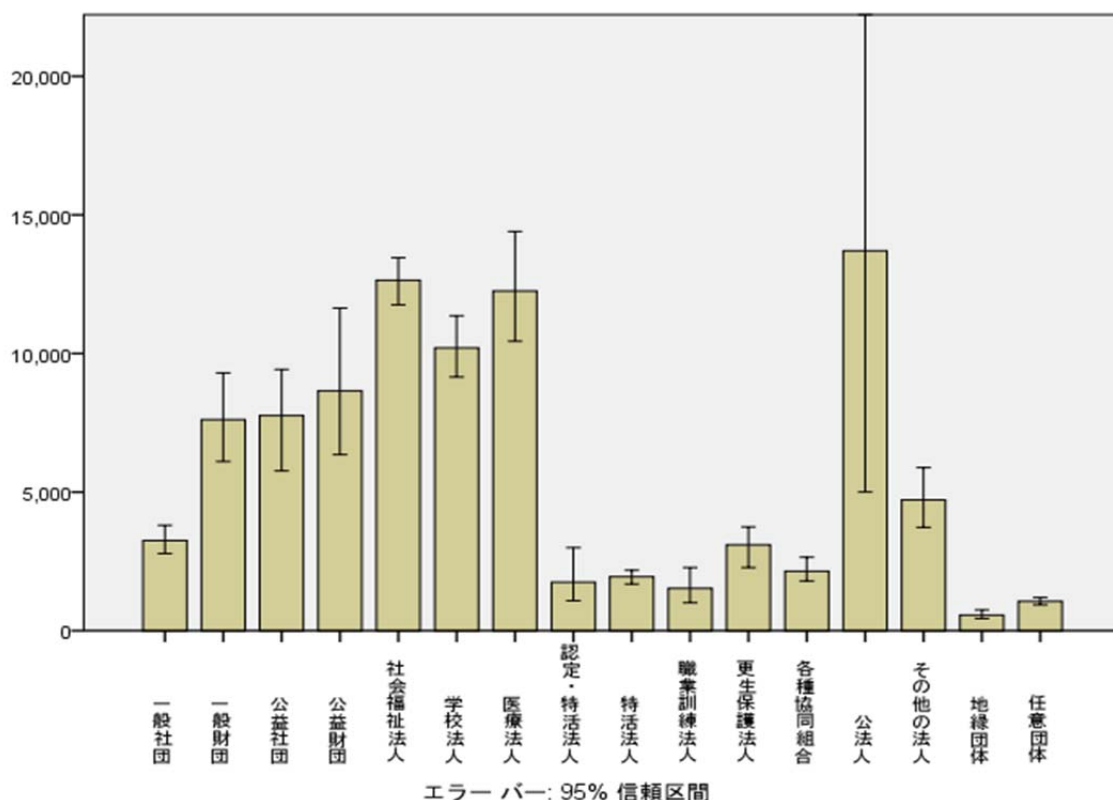
表 9 には法人格ごとに算出した行政からの各種事業収入の中央値を示した。度数が少ないために、はっきりとしたことはいえないものの、行政からの収入があった団体の割合が高いカテゴリで、必ずしも額として大きくはないものがあることは特筆すべきであろう。たとえば、職業訓練法人や更生保護法人は、約 3 分の 2 以上の団体が行政からの補助金・助成金等を受けているが、その額は決して大きなものではなく、中央値は職業訓練法人 512 万円、更生保護法人 122 万円ほどである。それに対して、学校法人は同じく約 3 分の 2 が行政から補助金・助成金等を受けているが、その額の中央値は 3416 万円である。

加えて、行政からの補助金・助成金等や行政からの事業委託で、特活法人（認定・特活法人含む）は一般社団・財団、公益社団・財団と比べて、それらを受ける団体の割合ではそれほど大差はないものの、もらった額・稼いだ額の面で見ると、かなり開きがある点も非常に興味深い。特活法人は、新興の法人格であるが、それなりに行政との関係性を増大させてはいる。しかし、1 つ 1 つの関係で行政からもったり稼いだりする額が「小口」なものに留まっているという点では、まだまだ旧来から存在する財団・社団、あるいは社会福祉法人などに比肩しうる存在にはなっていない、と解釈することができよう。

表 9 の値を、つぎの図 8 の法人格ごとの総収入の中央値の分布と見比べてみるとわかることであるが、行政からの補助金・助成金等収入額、あるいは行政からの事業委託、指定

管理者制度、バウチャー制度での収入額が比較的大きい社会福祉法人、医療法人、公法人ほど総収入でも上位を占めていることがわかる。逆に、特活法人（認定・特活法人含む）、職業訓練法人、地縁団体などは行政との関係性自体はそれなりにあるものの、もらったり稼いだりする額がそれほど大きくないために、総収入でははるかに小さな組織に留まっているのである。無論、行政からの収入がサードセクター組織の総収入のすべてを規定するわけでは決してないが、行政からの収入が総収入を増大させるための 1 つの鍵になっていることは確かであろう⁷。

図 8 法人格ごとの総収入の中央値の分布（単位：万円）



4. 3 法人格と行政機関との関係性の深さとの関係

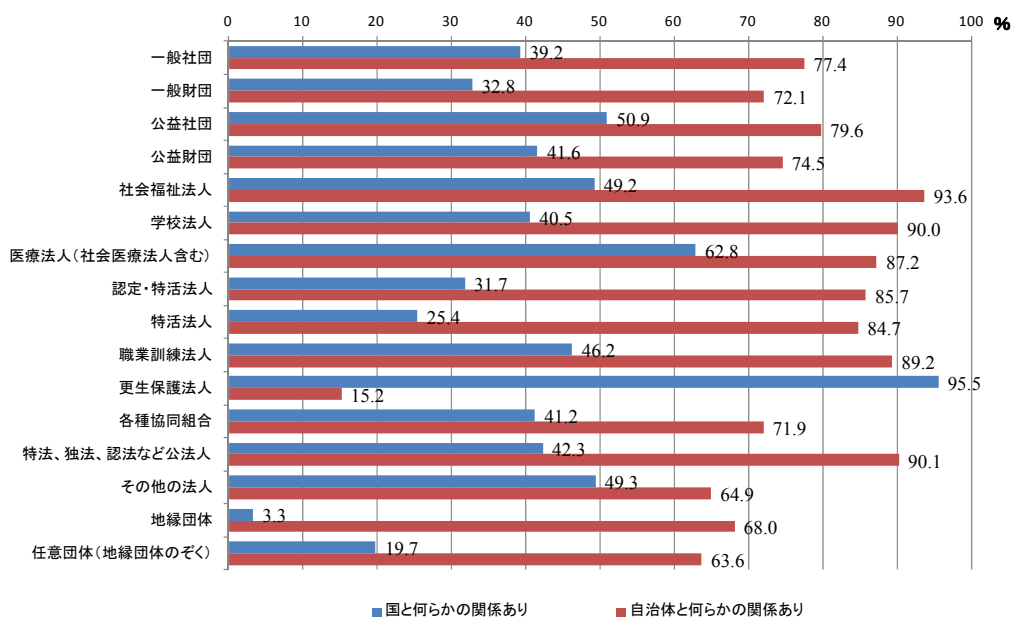
前章でみたように、26 年度調査問 38 では行政機関とのさまざまな関係性の有無を尋ねているが、その回答傾向は法人格の種別によってどのように異なるのであろうか。

図 9 は、国や自治体と何らかの関係性があると答えた団体の割合を法人格ごとに示したものである。これをみると、国との関係性が強いのは、更生保護法人、医療法人、公益社団、その他の法人、社会福祉法人などであることがわかる。逆に、国との関係性が弱いのは

⁷ Pekkanen (2006) は日本の市民社会の二重構造的性を指摘しているが、図 8 はまさに収入の面からそれを立証するものとなっている。

は、地縁団体、任意団体、特活法人、認定・特活法人などである。他方、自治体との関係性は、ほとんどの法人格カテゴリで 60～90%と多く見られる。国に比べて、自治体は横断的にサードセクターと接点をもっていることが印象的である。ただし、更生保護法人だけは突出して自治体との関係性が弱い。これは更生保護法人が法務省所管の更生保護事業の運営に特化した特殊な法人格であることに由来しているためであろう。

図 9 法人格ごとにみた行政機関との関係性の深さ



4. 4 法人格と政治・行政に対するロビイングの関係

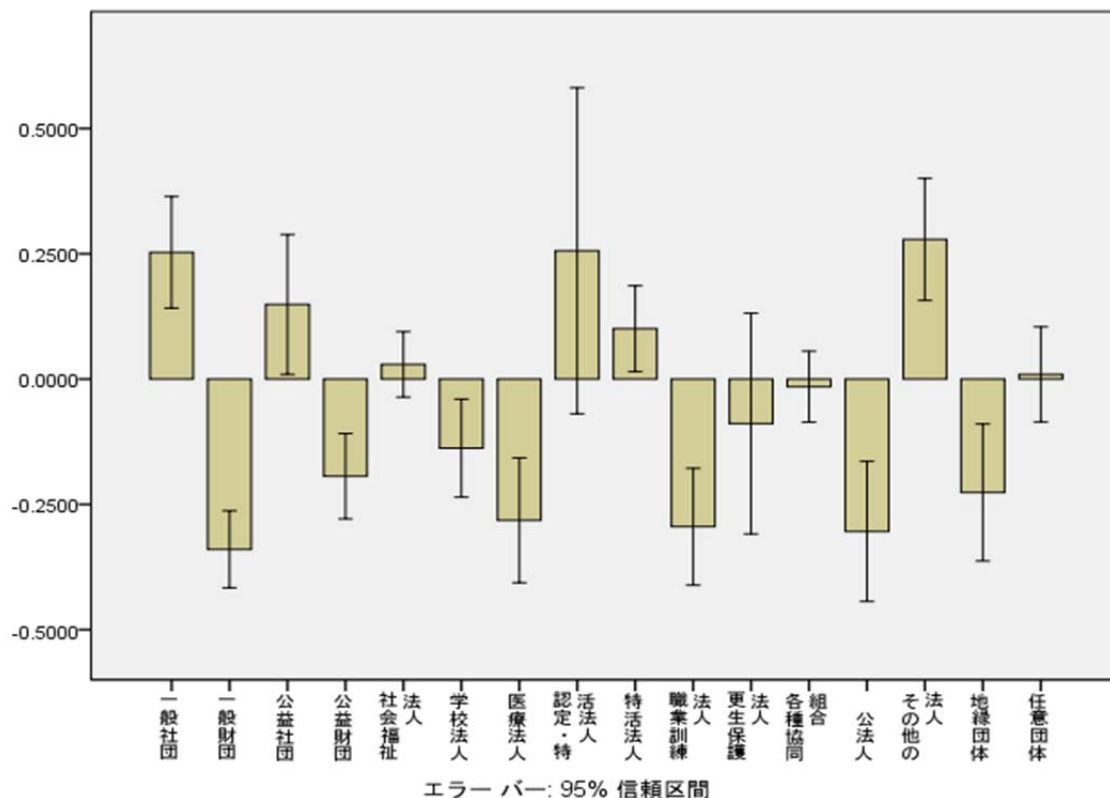
前章で確認した政治・行政に対するロビイングの動向は法人格の種別によってどのように異なるのであろうか。

まず、ロビイング全般の総合的な活動水準を測るものとして、問 41 で尋ねた「政治や行政に要求や主張をする際に用いるロビイングの手段・行動」についての 16 の回答結果を主成分分析にかけて、その第 1 主成分得点（固有値 6.736、分散の 42.1%）を総合的なロビイング指数とみなし、その法人格ごとの平均値を図 10 に示した。

これによると、さまざまなロビイング活動を活発に行っているのは、一般社団、公益社団、特活法人（認定・特活法人含む）、その他の法人などであることがわかる。逆に、ロビイングをあまり行っていないのは一般財団、公益財団、学校法人、医療法人、職業訓練法人、公法人、地縁団体などである。総じて、行政から設立時支援を受けたり、何らかの収

入を得たりすることが多い法人格では、ロビイングが低調である傾向がうかがえる⁸。

図 10 法人格ごとにみた総合的なロビイング指数の平均値



つぎに、問 39 の行政への直接的働きかけについての回答のうち、中央省庁課長クラスと自治体課長クラスに対して「ある程度」以上の働きかけを行っている団体の割合、および問 42 の「政策・方針の実施や修正・阻止に成功した経験」についての回答で、国レベル、自治体レベルそれぞれにおいて何らかの影響力行使に成功した経験がある団体の割合を、それぞれ法人格ごとにまとめたものが表 10 である。

行政に対する直接的な働きかけは、中央省庁課長クラスに対して比較的多いのは、更生保護法人、一般社団、公益社団である。他方、自治体課長クラスに対しては多くの法人格で 4~6 割程度の団体が働きかけを行っているようだが、とくに少ないのが医療法人と更生保護法人である。

政策への影響力行使の成功経験については、国レベルでは一般社団、公益社団、更生保護法人、その他法人で相対的に成功経験ありの団体の割合が多い。他方、自治体レベルでは一般社団、公益社団、認定・特活法人、特活法人、その他法人、任意団体などで成功経験ありの団体の割合が多い。このように、ロビイングの活動水準や政策への影響力行使の

⁸ ただし、このことはただちに「行政依存」がロビイングを減らすということを意味しない。詳しくは次章の議論を参照されたい。

成功可能性は法人格によって一定の差異が存在するが、同時に国レベルと地方レベルでも一定の差異が生じることには留意しなければならない。

表 10 法人格ごとにみた行政への直接的働きかけ、政策への影響力行使の成功経験の割合の関係 (%)

	中央省庁課長クラスへの直接的働きかけ(ある程度以上)あり	自治体課長クラスへの直接的働きかけ(ある程度以上)あり	国レベルの政策・方針の実施・修正・阻止の成功経験あり	自治体レベルの政策・方針の実施・修正・阻止の成功経験あり
一般社団	11.6	49.0	13.4	21.0
一般財団	5.4	42.2	2.7	8.7
公益社団	10.3	56.5	13.1	17.2
公益財団	7.0	54.6	2.3	9.5
社会福祉法人	1.3	60.3	5.9	13.5
学校法人	2.5	46.1	3.4	9.2
医療法人(社会医療法人含む)	0.4	12.1	1.8	5.5
認定・特活法人	8.3	47.3	7.7	25.4
特活法人	4.3	52.1	4.8	17.2
職業訓練法人	2.4	55.7	2.4	8.1
更生保護法人	19.0	25.8	10.3	10.3
各種協同組合	6.3	48.2	3.3	11.3
特法、独法、認法など公法人	4.7	74.0	3.4	8.0
その他の法人	5.5	47.3	10.9	17.9
地縁団体	1.4	61.6	0.0	9.1
任意団体(地縁団体のぞく)	6.7	48.3	6.7	15.9

4. 5 小括

以上見てきたように、法人格によって、行政からの設立時支援の有無、行政からの補助金・助成金等の収入、行政からの各種事業収入、行政機関との関係性の深さ、政治・行政に対するロビイングの水準、政策への影響力行使の成功経験の有無などは明らかに異なっている。つまり、サードセクターと政治・行政との相互作用の様態は、法人格の種別によって、大きく異なっているのである。後(2012, 2013)が指摘したように、確かに政治・行政との相互作用という点においても、日本のサードセクター組織は「分断された構造」をもっているといえそうである。

加えて、行政に関していえば、国レベルか自治体レベルかの違いによっても、どのような法人格とどのような相互作用を切り結ぶのかの実態は異なっていた。換言すれば、何か特定の法人格を有する団体が、国でも自治体でも双方で強く行政と結びついているのではない。その意味では、サードセクターと行政の相互作用は多元主義的な性質を帯びている、といえるのかもしれない。本稿では、政策分野別の相互作用の違いまでを分析するには至

らなかったが、仮に今後それを行った場合、より多元主義的な相互作用の構造が別出されると思われる。

5. 行政からの支援や収入はサードセクターにいかなる影響を及ぼすのか

前章までの議論で確認したように、サードセクター組織は行政から設立時にさまざまな支援を受けたり、補助金・助成金の配分を受けたりしている。また、事業委託、指定管理者制度、バウチャー制度などの形でさまざまな事業収入を行政から得ている。このような行政からの大小さまざまな支援や収入は、サードセクター組織が自前の安定的な経営基盤を構築していくうえできわめて重要なものとなっている。

しかしながら、これまで多くの先行研究が、行政からの支援や収入が多くなることは、サードセクターの健全な発展にとってむしろ障害になる可能性があることを指摘してきた。そのロジックは以下のようなものである。サードセクター組織は行政から恩恵的な支援を受けたり、行政からの事業委託収入などが大きくなったりすればするほど、その分だけ「行政依存」的な団体となってしまう、行政に対して批判的な視座をもてなくなってしまう。結果として、行政からの事業委託を担うだけで手一杯となり、独自のミッションに基づいたサービス供給やアドボカシー活動が低調となり、自律性や市民性や固有性を失った魅力的ではない組織に墮してしまう (Wolch 1990 ; Smith and Lipsky 1993 ; Alexander *et al.* 1999)。

同様の主張は、日本では田中弥生によって展開されている特活法人などの市民系団体の「行政の下請け化」論に典型的にうかがえる。田中は、多くの市民系団体が行政依存を深めることによって、「行政補助団体」「行政の安価な下請け先」のような状態に陥っていることを批判している。田中によれば、行政からの事業委託は比較的まとまった資金を得やすいため、市民系団体にとって魅力的に映る部分もあるが、他方でその状態をずっと続けていけば、やがて活動の大半が委託業務の遂行だけの団体 (=「委託疲れ」) になってしまう恐れがあるという。そうなってしまうと、本来のミッションに基づいた自主事業が展開できなくなる。ゆえに、市民系団体は、一般市民からの寄付・会費・ボランティアを中心にした自主的な資源調達方式を積極的に採ることによって行政依存の状態を脱却し、行政からの自立を目指すべきである、というのが田中の主張である (田中 2006)。

他方、上記の先行研究とは異なり、行政からの支援や収入が多くなることは、サードセクター組織にとってマイナスに影響するどころか、むしろプラスの影響を及ぼすとする先行研究も存在している。米国における NPO と政府の相互作用関係の深まりやアドボカシーの現状を分析した Chaves *et al.* (2004)、Mosley (2011)、Pekkanen and Smith (2014) などは、政府から財政的支援を受けている団体ほど活発なアドボカシー活動を行う傾向があることを実証している。日本でも、後 (2009) が行政からの事業委託を受けた経験のある NPO は、田中 (2006) が批判するような「事業委託のデメリット」を受けのばかりではなく、活動促進・財政拡大・組織専門化・社会的信用上昇などの「事業委託のメリット」を享受して

いることを明らかにしている。また、筆者が特活法人へのアンケート調査のデータを用いて行った分析においても、Chaves らの米国での検証と同様に、行政からの支援や収入が特活法人のロビイングの阻害要因とはなっておらず、むしろ促進要因となっていることが明らかとなっている（坂本 2012a）。

以上のように、行政からの支援や収入がサードセクター組織に対してどのような影響を及ぼすのかについては、ポジティブな影響を強調する先行研究とネガティブな影響を強調する先行研究が併存する状況となっている⁹。

では、包括的なサードセクター調査である 26 年度調査の結果からはどのような傾向がうかがえるのであろうか。以下では、行政から支援や収入を得ているかどうかによって、1) 組織がかかえるボランティア数、2) 会費・寄付収入、3) 年間の総収入、4) ロビイングや政策への影響力行使の成功経験、がどう異なっているのかを分析していくことで、上記の問題を考えていきたい。

5. 1 行政からの支援・収入はボランティア数にどう影響するのか

行政から支援や収入を得ている団体とそうでない団体の間では、無償ボランティア数にどのような違いが生じているのだろうか。この点を調べたのが、図 11 である。

図 11 行政からの支援・収入と無償ボランティアの平均人数の関係

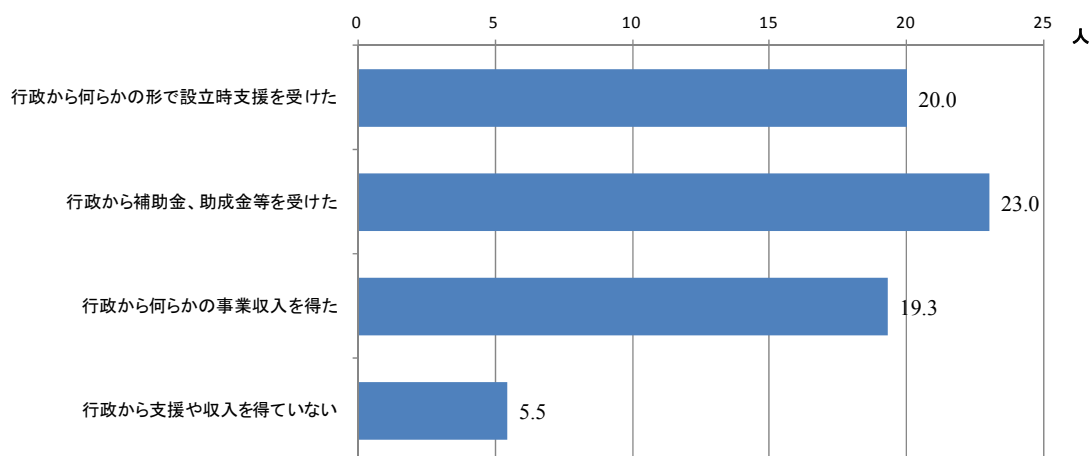


図 11 によると、行政から何らかの形で設立時支援を受けた団体の間では、組織がかかえる無償ボランティアの平均人数は 20 人である。同様に、行政から昨年度 1 年間で 1 万円以

⁹ 小田切（2014）は、事業委託が NPO に及ぼす影響について特活法人を対象とするアンケート調査に基づいた分析をしているが、事業委託が NPO にマイナスの影響を及ぼすかどうかは、団体内部での事業委託の位置づけや事業委託の規模やタイミングによって左右される、という新たな視点を提供しており、興味深い。

上の補助金、助成金等を受けた団体の間では 23 人、行政から何らかの事業収入を得た（事業委託、指定管理者制度、バウチャー制度、その他制度のいずれかにおいて、昨年度 1 年間で 1 万円以上の収入があった）団体の間では 19.3 人となっている。それらに対し、上記のような関係を行政とはもたない団体、すなわち行政から支援や収入を一切受けていないと想定される団体の間では、無償ボランティアの平均人数は 5.5 人である。

これらの結果からうかがえるのは、行政から支援・収入を得ることによって、組織のボランティア数が減ってしまう、換言すれば「行政依存が組織の市民性・ボランタリー性を奪う」といった関係は見られないという事実である。むしろ、行政から支援や収入を一切受けていない行政から自立した組織においてこそ、ボランティアの数は少なく、市民性・ボランタリー性は欠如しているのである。

5. 2 行政からの支援・収入は会費・寄付収入にどう影響するのか

行政から支援や収入を得ている団体とそうでない団体の間では、会費・寄付収入の面でどのような違いがあるのであろうか。この点を調べたのが、図 12 である。

図 12 行政からの支援・収入と会費・寄付収入を受けた団体の割合の関係

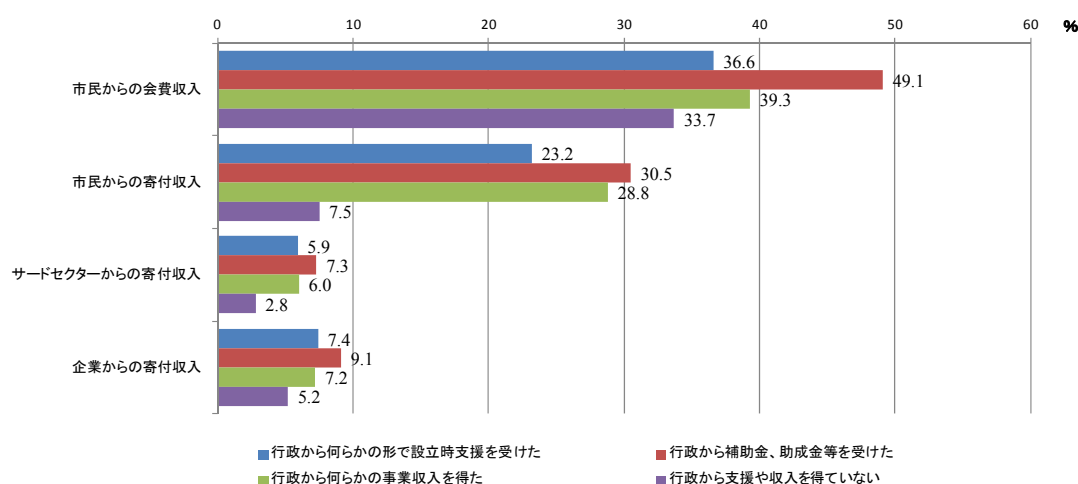


図 12 より、昨年度 1 年間で市民からの会費収入・寄付収入、サードセクターからの寄付収入、企業からの寄付収入がそれぞれ 1 万円以上あったと答えた団体の割合は、行政から支援や収入を得ている団体の間でより多く、行政から支援や収入を得ていない団体の間ではより少ないことがわかる。とりわけ、市民からの寄付収入があった割合で、その差は大きい。行政から設立時支援を受けた団体では 23.2%、補助金・助成金等を受けた団体では 30.5%、何らかの事業収入を得た団体では 28.8%であるのに対し、行政から支援や収入を受けていない団体では、わずか 7.5%ほどしか市民からの寄付を受けていないのである。

ここから、行政から支援・収入を得ることによって、会費・寄付を集める傾向が弱まる、

という関係は見られず、むしろ行政から自立した組織においてこそ、会費や寄付を集める傾向は弱いといえることができる。

5. 3 行政からの支援・収入は年間の総収入にどう影響するのか

行政から支援や収入を得ている団体とそうでない団体の間では、年間の総収入額にどのような違いが生じるのであろうか。この点を調べたのが、図 13 である。

図 13 行政からの支援・収入と年間総収入の中央値の関係

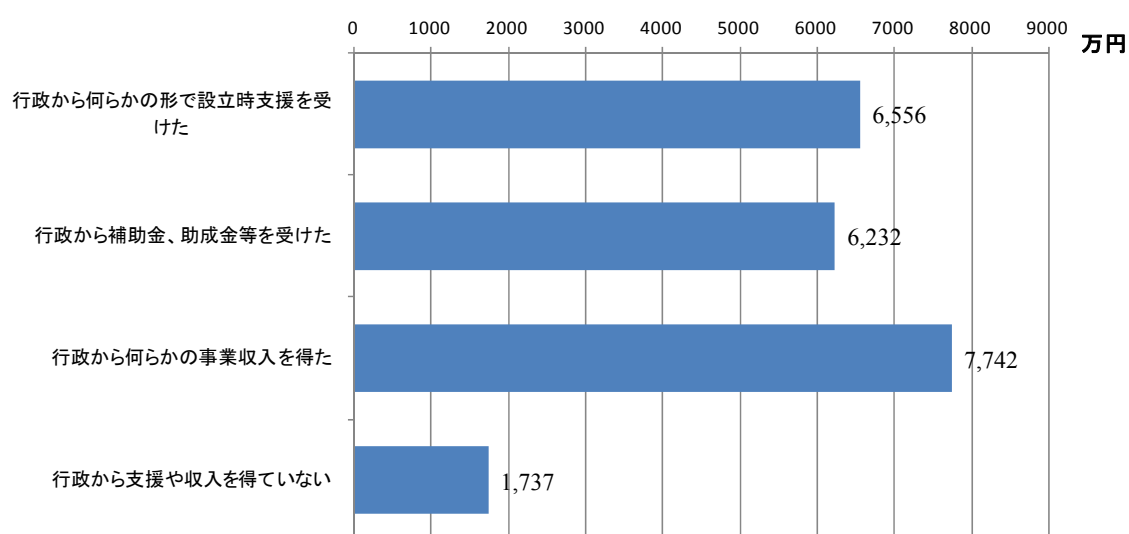


図 13 より、行政から設立時支援を受けた団体では年間総収入の中央値は 6556 万円、補助金・助成金等を受けた団体では 6232 万円、何らかの事業収入を得た団体では 7742 万円であるのに対し、行政から支援や収入を受けていない団体では 1737 万円であることがわかる。行政からの支援・収入があることで、年間収入額は大きくなり、その分経営基盤は安定的かつ強固なものになっている様子が見えてくる。逆に、行政から完全に自立した組織では、すでに見たように会費や寄付が集まる傾向も弱まることも影響するためか、なかなか強固な経営基盤を構築するだけの収入を確保できていないという現状が見えてくる。

5. 4 行政からの支援・収入はロビイングや政策への影響力行使にどう影響するのか

行政から支援や収入を得ている団体とそうでない団体の間では、ロビイングの頻度や政策への影響力行使の成功経験はどう異なるのであろうか。この点を調べたのが、図 14 と図 15 である。

図 14 は 4.4 で算出した総合的なロビイング指数を用いて、その平均値を行政から支援や

収入を得ている団体とそうでない団体の間で比較したものである。これによると、行政から補助金・助成金等を受けた団体や行政から事業収入を得た団体ほど、より活発にロビイング活動を行っており、逆に行政から支援や収入を得ていない団体ではロビイングの頻度はより低調であることがわかる。

図 14 行政からの支援・収入と総合的なロビイング指数の平均値の関係

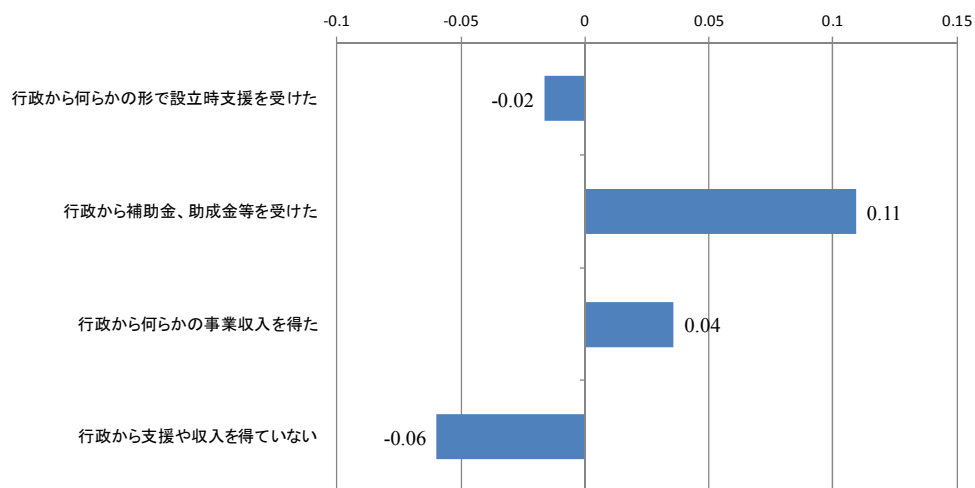


図 15 行政からの支援・収入と政策への影響力行使の成功経験ありの割合との関係

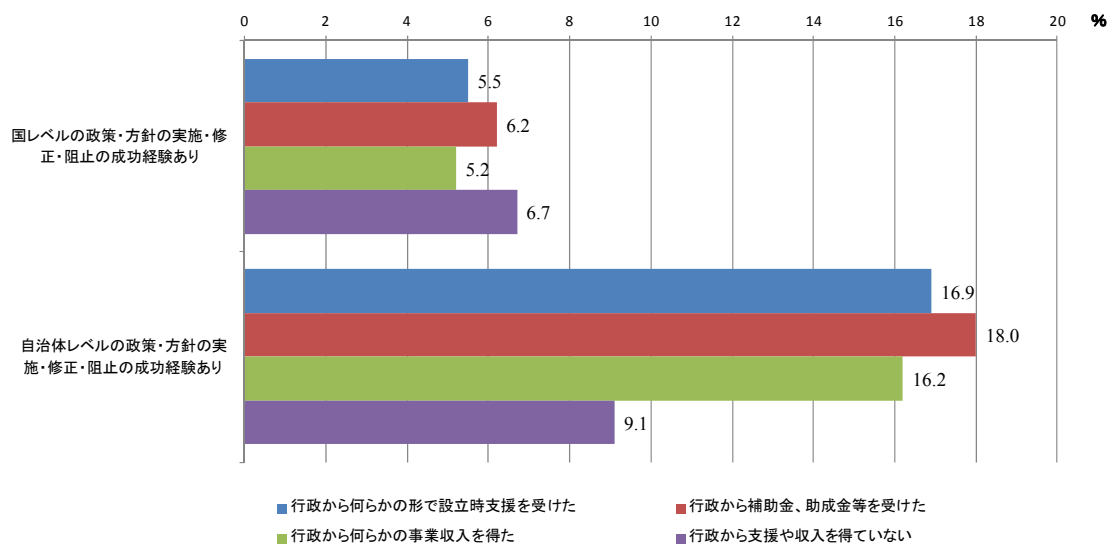


図 15 より、ロビイングの帰結ともいえる政策への影響力行使の成功経験は、行政から支援や収入を得ている団体の間でより多く、行政から支援や収入を得ていない団体の間ではより少ない傾向があることがわかる。ただし、このような関係性は自治体レベルについてのみ当てはまり、国レベルでは当てはまらない点には注意を要する¹⁰。

¹⁰ 国レベルでは、行政から支援や収入を得ている団体よりも、行政から支援や収入を得て

以上より、ロビイングの頻度や政策への影響力行使の成功経験は総じて、行政から支援や収入を得ている団体において多く、そうではない団体では少ない傾向が見出される。行政から支援や収入を得ることが、サードセクター組織の政治行動を阻害するわけではなさそうである。

5. 5 小括

以上見てきたように、行政から支援や収入を得ている団体はそうでない団体に比べると、より多くの割合でボランティアや会費・寄付を集めたり、ロビイングを活発に行ったりしている。また、年間の総収入もより多い。このことから、行政からの支援や収入がサードセクター組織に対してネガティブな影響があるのではないかとする先行研究が指摘するような状況は、少なくとも 26 年度調査の結果からはうかがえないことがわかる。それどころか、むしろ行政からの支援や収入がポジティブな影響を及ぼしているのではないかと推測できるような結果が見られたといえる。もちろん、行政からの支援や収入の因果効果をより確かな形でとらえるためには、本稿のような一時点のクロスセクショナルな比較を行うだけでは不十分であり、時系列比較、パネル比較、実験的手法などによって、再度検証が行われる必要がある。しかしながら、現時点では行政からの支援や収入がサードセクターの健全な発展にとって著しく悪影響であるような可能性はきわめて低い、と結論づけることができそうである。

6. 結論と政策的含意

本稿では、日本のサードセクター組織と政治・行政の相互作用の実態について、経済産業研究所が実施した平成 26 年度「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」に基づきながら分析してきた。包括的なデータが欠如していたことにより、これまで未解明であったサードセクターと政治・行政の相互作用の全体像が、本稿の分析によってある程度明らかにされたものと思われる。とくに重要と思われる本稿の知見をまとめると以下のとおりとなる。

1) 行政から組織設立時に何らかの支援を受けた団体は全体の 30.9%、行政から昨年度 1 年間で 1 万円以上の補助金・助成金等を受けた団体は 35.7% (中央値 985 万円)、行政から事業委託で稼いだ団体は 20.6% (中央値 1300 万円)、指定管理者制度で稼いだ団体は 4.9% (中央値 2362 万円)、バウチャー制度で稼いだ団体は 13.2% (中央値 7772 万円)、規制・協力などの形で行政と何らかの関係がある団体は全体の 87.3% (国 40.5%、自治体 78.3%)、

いない団体の方が成功経験の割合が高くなっているが、これは有意な差ではない。両者の間には本質的な差はないと見るべきであろう。

政治・行政に何らかのロビイングを「ある程度」以上の頻度でしている団体は全体の46.1%、政策に対して影響力行使に成功した経験がある団体は全体の15.6%(国6.0%、自治体13.8%)である。概して、国レベルよりも自治体レベルにおいて、サードセクターと政治・行政の相互作用は活発にみられる。

2) 法人格によって、行政からの支援や収入の多さ、あるいはロビイングの頻度は大きく異なる。行政から設立時支援を受けることが多いのは公法人、公益財団、職業訓練法人、社会福祉法人、補助金・助成金等を受けることが多いのは職業訓練法人、更生保護法人、学校法人、社会福祉法人、事業委託で稼ぐことが多いのは更生保護法人、社会福祉法人、公益社団、指定管理者制度で稼ぐことが多いのは公益財団、職業訓練法人、地縁団体、一般財団、バウチャー制度で稼ぐことが多いのは医療法人、社会福祉法人、特活法人(認定・特活法人含む)、ロビイングを活発に行っているのは一般社団、公益社団、特活法人(認定・特活法人含む)、国レベルの政策への影響力行使の成功経験が多いのは一般社団、公益社団、更生保護法人、自治体レベルの政策への影響力行使の成功経験が多いのは一般社団、公益社団、特活法人(認定・特活法人含む)である。

3) 行政から支援や収入を得ている団体はそうでない団体(=行政から自立した団体)に比べて、ボランティア数、会費・寄付収入を受ける割合、総収入、ロビイング頻度が多い。ゆえに、行政から支援や収入を得ることが、ただちにサードセクター組織の健全な発展にマイナスの影響を与えるわけではなく、むしろポジティブな影響を与えている可能性がうかがえる。

最後に、本稿の知見から導き出される政策的な含意について3点ほど指摘しておきたい。

第1に、日本におけるサードセクター組織の健全な発展にとって、行政からの支援や事業収入はきわめて重要な位置を占めていることを再認識すべきである。サードセクター組織は、政府行政セクターが縮小して社会から「手を引く」ことをすれば、自動的に拡大・発展していくものではない。むしろ、政府行政セクターが積極的に支援・育成し、相互作用関係を形成しなければ、サードセクターの成長は望めないのである。このことは、民間の寄付文化が弱く、長引く不況によって営利セクターによるサードセクターの下支えも強く期待することができない現代日本の文脈においては、より強くあてはまるといえよう。一部の先行研究がいうような「行政からの自立こそが、健全なサードセクターを育む」という議論は、実証的な根拠に欠くことが本稿の分析からも示された。その意味で、行政がサードセクター支援に乗り出したり、事業委託・バウチャー制度等でサードセクター組織を活用したりすることを、「サードセクターの健全な発展を阻害する恐れがあるから」という理由で躊躇する必要はないといえる¹¹。

¹¹ 誤解のないように付言しておけば、筆者は「個々の市民や営利企業による寄付・ボランティアがサードセクターの成長にとっては不要ないし無意味である(=重要なのは政府行

第 2 に、法人格の種別によって行政との関わり度合いが大きく異なる現状を改善していくことが必要である。本稿の分析で示されたように、法人格の種別によって、行政から設立時支援や補助金・助成金等を受ける可能性、あるいは行政から各種の事業収入を得る可能性は大きく異なる。これは公平性やイコールフットイングの観点からみれば、決して望ましい状況ではない。もちろん、法人格の違いは個々の団体の組織力量、組織ガバナンス、社会的信用度の違いを強く反映している側面もあるため、一概にすべての法人格を同等に扱うべきとは言えないかもしれない。しかしながら、組織力量、組織ガバナンス、社会的信用度が同等であるにもかかわらず、法人格が異なるというだけで、不利な扱いを受けるような状況は改善されなければならない。また、現状では細かく分断された法人格の種別そのものが、組織力量、組織ガバナンス、社会的信用度の違いを生み出している側面もある。ゆえに、法人格に基づいた事前規制・参入規制をより一層緩和ないし撤廃していくことはもちろん、行政からのサードセクター支援のあり方としても、法人格の種別によって生じている一定の「格差」を是正するような方向性で、比較的弱小な法人格や任意団体などへの手厚い支援を講じていく必要がある¹²。

第 3 に、サードセクターの活性化によって生じることが予想されるロビイングの増大に政治・行政がどう対応するのかを検討していく必要がある。本稿の分析で示したように、行政から支援や収入を得た団体は、同時に政治・行政に対するロビイングも活発に行う傾向がある。ゆえに、将来的にサードセクターが活性化していくことになれば、政治過程にはより多くの要望・意見・支持・批判が入力されるようになる可能性がある。米国はサードセクターが大規模に発展している社会として知られているが、同時にサードセクターによる政治・行政に対するロビイングが非常に活発に行われて、それがかえって政治や社会の紛争や混乱を引き起こすような事態に陥っている側面がある（坂本 2014）。米国のような状況に陥らないようにするために、サードセクター組織による政治・行政への接触や陳情のルール化・透明化、あるいは政治献金・選挙活動面での規制の再検討などが今後必要になると思われる。

政セクターのみである）」と言いたいわけでは決してない。いうまでもなく、民間からの寄付・ボランティアの拡大はサードセクターのより一層の強化のためには必要不可欠な要素である。筆者が主張したいのは、民間側から拠出された人的・物的資源のみでサードセクターが完全に支えられる（＝政府行政セクターの資源に頼る必要はない）という考え方は、日本の現状を踏まえたうえでも、諸外国の実状を見たとうえでも、現実的ではない、という点である。学説史上に位置づければ、Weisbrod (1977) のような政府行政セクターとサードセクターの関係をゼロサム的に見る立場ではなく、Salamon (1995) のような両セクターの関係をポジティブサム的に見る立場に筆者は与している。

¹² 後 (2012) も指摘しているように、究極的には複雑に分岐している種々の非営利法人格を現行の一般法人制度を軸として改編し一本化していくことが望ましいといえる。

参考文献

- 後房雄 (2009)『NPO は公共サービスを担えるか—次の 10 年への課題と戦略』法律文化社.
- 後房雄 (2011)「日本におけるサードセクターの範囲と経営実態」RIETI Discussion Paper Series 11-J-027, 独立行政法人経済産業研究所.
- 後房雄 (2012)「日本におけるサードセクター組織の現状と課題—法人形態ごとの組織、ガバナンス、財政の比較—」RIETI Discussion Paper Series 12-J-012, 独立行政法人経済産業研究所.
- 後房雄 (2013)「サードセクター組織の経営実態とセクター構築への課題—分断による多様性から横断的多様性へ—」RIETI Discussion Paper Series 13-J-047, 独立行政法人経済産業研究所.
- 小田切康彦 (2014)『行政—市民間協働の効用—実証的接近』法律文化社.
- 坂本治也 (2012a)「政治過程における NPO」辻中豊・坂本治也・山本英弘編『現代日本の NPO 政治—市民社会の新局面』木鐸社：109-147.
- 坂本治也 (2012b)「NPO の政治的影響力とその源泉」辻中豊・坂本治也・山本英弘編『現代日本の NPO 政治—市民社会の新局面』木鐸社：149-182.
- 坂本治也 (2014)「NPO 政治の陥穽?—米国 Parent Revolution の事例から考える」『ウォロ (Volo)』大阪ボランティア協会, 2014 年 4・5 月号：9.
- 田尾雅夫・吉田忠彦 (2009)『非営利組織論』有斐閣.
- 田中弥生 (2006)『NPO が自立する日—行政の下請け化に未来はない』日本評論社.
- 辻中豊 (1988)『利益集団』東京大学出版会.
- 辻中豊・坂本治也・山本英弘編 (2012)『現代日本の NPO 政治—市民社会の新局面』木鐸社.
- 辻中豊・森裕城編 (2010)『現代社会集団の政治機能—利益団体と市民社会』木鐸社.
- 辻中豊・ロバート・ペッカネン・山本英弘 (2009)『現代日本の自治会・町内会—第 1 回全国調査にみる自治力・ネットワーク・ガバナンス』木鐸社.
- 濱本真輔・辻中豊 (2010)「行政ネットワークにおける団体—諮問機関と天下りの分析から—」辻中豊・森裕城編『現代社会集団の政治機能—利益団体と市民社会』木鐸社：156-179.
- 真淵勝 (1998)「静かな予算編成—自民党単独政権末期の政治過程」『レヴアイアサン』臨時増刊号：44-72.
- 村松岐夫 (1994)『日本の行政—活動型官僚制の変貌』中央公論社.
- 村松岐夫 (1998)「圧力団体の政治行動」『レヴアイアサン』臨時増刊号：7-21.
- 村松岐夫 (2006)「規範・制度・インセンティブ構造の変容」村松岐夫・久米郁男編『日本政治 変動の 30 年—政治家・官僚・団体調査に見る構造変容』東洋経済新報社：325-345.
- 村松岐夫・伊藤光利・辻中豊 (1986)『戦後日本の圧力団体』東洋経済新報社.
- 村松岐夫・久米郁男編 (2006)『日本政治 変動の 30 年—政治家・官僚・団体調査に見る構

- 造変容』東洋経済新報社.
- 森裕城 (2010) 「団体—行政関係の諸相—国との関係を中心として」辻中豊・森裕城編『現代社会集団の政治機能—利益団体と市民社会』木鐸社 : 135-155.
- 山本英弘 (2010) 「利益団体のロビイング—3つのルートと政治的機会構造」辻中豊・森裕城編『現代社会集団の政治機能—利益団体と市民社会』木鐸社 : 215-236.
- Alexander, Jennifer, Renee Nank, and Camilla Stivers. 1999. "Implications of Welfare Reform : Do Nonprofit Survival Strategies Threaten Civil Society ?," *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly* 28 (4) : 452-475.
- Anheier, Helmut. K. 2005. *Nonprofit Organizations: Theory, Management, Policy*. New York: Routledge.
- Berry, Jeffrey M. 1999. *The New Liberalism: The Rising Power of Citizen Groups*. Washington, DC: Brookings Institution Press. (松野弘監訳. 2009. 『新しいリベラリズム—台頭する市民活動パワー』ミネルヴァ書房.)
- Chaves, Mark, Laura Stephens, and Joseph Galaskiewicz. 2004. "Does Government Funding Suppress Nonprofits' Political Activity?," *American Sociological Review*, 69 (2) : 292-316.
- Mosley, Jennifer E. 2011. "Institutionalization, Privatization, and Political Opportunity : What Tactical Choices Reveal About the Policy Advocacy of Human Service Nonprofits," *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly* 40 (3) : 435-457.
- Olson, Mancur. 1965. *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups*. Cambridge, MA: Harvard University Press. (依田博・森脇俊雅訳. 1996. 『集合行為論—公共財と集団理論 (新装版)』ミネルヴァ書房.)
- Pekkanen, Robert. 2006. *Japan's Dual Civil Society: Members Without Advocates*. Stanford, CA: Stanford University Press. (佐々田博教訳. 2008. 『日本における市民社会の二重構造—政策提言なきメンバー達』木鐸社.)
- Pekkanen, Robert J. and Steven Rathgeb Smith. 2014. "Nonprofit Advocacy in Seattle and Washington, DC," in Robert J. Pekkanen, Steven Rathgeb Smith, and Yutaka Tsujinaka eds. *Nonprofit & Advocacy : Engaging Community and Government in an Era of Retrenchment*. Baltimore: Johns Hopkins University Press : 47-65.
- Salamon, Lester M. 1995. *Partners in Public Service: Government-nonprofit Relations in the Modern Welfare State*. Baltimore, Md.: Johns Hopkins University Press. (江上哲監訳. 2007. 『NPO と公共サービス—政府と民間のパートナーシップ』ミネルヴァ書房.)
- Smith, Steven Rathgeb and Michael Lipsky. 1993. *Nonprofits for Hire : The Welfare State in the Age of Contracting*. Cambridge, MA : Harvard University Press.
- Weisbrod, Burton A. 1977. *The Voluntary Nonprofit Sector*. Lexington, MA: Lexington Books.
- Wolch, Jennifer R. 1990. *The Shadow State : Government and Voluntary Sector in Transition*. New York : Foundation Center.